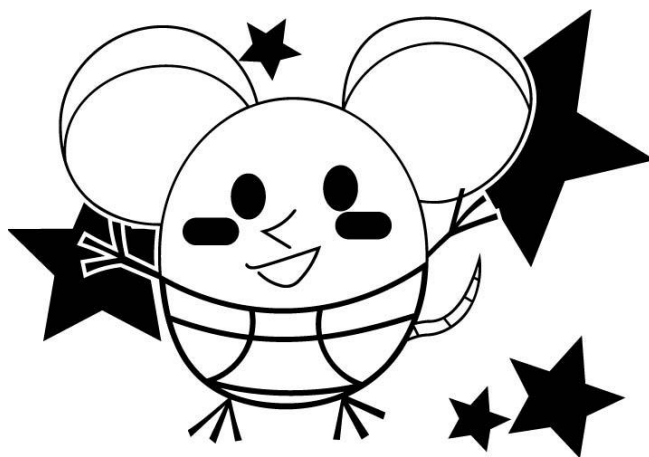


令和6年度

北本市立西中学校

学校防災マニュアル

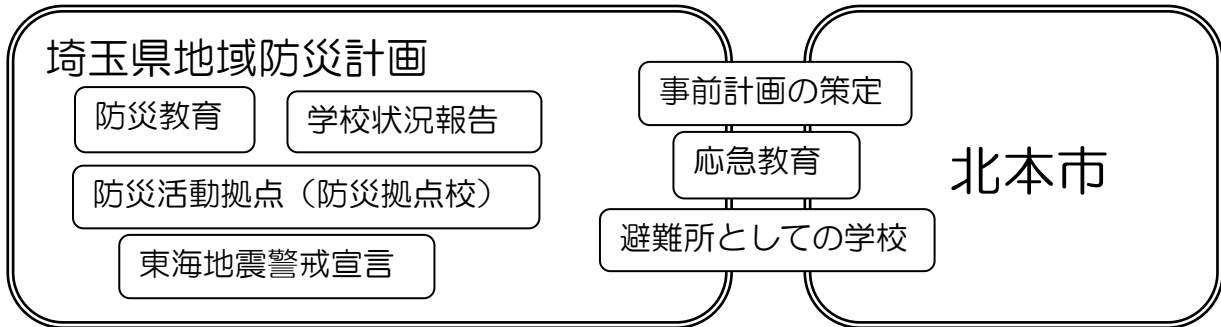
～安心・安全な学校づくりのために～



I 総論

1 「埼玉県地域防災計画」における学校の対応

埼玉県地域防災計画における学校の対応を図に表すと次のとおりである。



2 震災時における学校の対応基準

(1) 生徒在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
原則として 震度5弱 以上の揺れが、学校所在の市で観測された場合	学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は、教頭等 ・授業継続又は打切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・生徒への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・授業継続又は安全確認後下校指示

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・指示を受け、直ちに帰宅する。

(2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において 震度6弱 以上の揺れが、勤務校所在の市で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において 震度5弱 以上の揺れが、勤務校所在の市で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置し、必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、学校災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	<ul style="list-style-type: none"> 警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。 地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。 		<ul style="list-style-type: none"> 警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

3 避難所としての学校

学校は、既存の建物を応急整備された避難所・避難場所として活用される。しかし、学校は、本来教育活動を行う場であり、震災の発生後、避難所として使用されていたとしても教育活動を再開しなければならない。そのため避難所としての活用を想定して、対応策を検討しておく必要がある。

また、円滑な避難所運営が図られるよう、北本市防災対策本部や避難所指定地域住民代表者等を交えて協議しておく必要がある。

【指定別の準備】

指定別 役割等	防災拠点校 (避難所指定を含む。) ※【県立学校用】	避難所指定 (市指定)	避難場所指定 (市指定)	その他 (指定なし)
施設の役割	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所である。	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所である。	災害からの被害を避けるため、広い場所に一時的に避難する場所である。	避難所等の指定を受けていないとしても、災害発生時には住民等が避難してくる可能性がある。
備蓄品の有無	有（県配備） 管理：各学校での管理	有（市配備） 管理：北本市防災対策本部の管理	無	無
災害時の 学校開放形態	① 防災活動拠点施設として開放する。 ② 避難所として開放する。	避難所として開放する。 (体育館等)	避難場所として開放する。 (校庭等)	避難場所として開放する可能性有り。

* 本校は備蓄品が有り、「避難所指定（市指定）」に当たる。
備蓄倉庫のカギは教頭席後方(足元)のキーボックスにある。

II 平常時の準備

1 学校災害対策本部の整備（地震発生時を想定）

(1) 授業日（震度5弱以上に対応）

学校は、震度5弱以上の地震が発生した場合、直ちに学校災害対策本部を設置し初期対応を実施する。

そのためには、教職員全員が勤務校の学校災害対策本部体制を十分に理解し、組織的な対応ができるよう準備をする。

ア 教職員組織

学校災害対策本部 本部長（校長）（学校災害対策本部設置場所： 職員室 ）

副本部長（教頭）・・・情報収集・連絡調整

避難誘導・安否確認班・・・・・・・・・・（◎安全主任一、各担任・教科担任）

※安否確認 — 生徒安否確認・・・・・・・・（担任）

— 教職員安否確認・・・・・・・・（安全主任一）

安全確認班・・・・・・・・・・・・・・・・（◎3年学年主任一、副担）

救助班・・・・・・・・・・・・・・・・（◎2年学年主任一、担任）

救護班・・・・・・・・・・・・・・・・（◎養護教諭一、女子職員）

応急復旧班・・・・・・・・・・・・・・・・（◎1年学年主任一、副担）

保護者対応班・・・・・・・・・・・・・・・・（◎3年担任一、）

副本部長（主幹教諭・教務主任）・・・情報収集・連絡調整

特別教室確認班・・・・・・・・・・・・・・・・（◎理科主任一、各教科主任）

— 図書室・・・・・・・・・・・・・・・・（◎図書主任一）

— 理科室・・・・・・・・・・・・・・・・（理科主任一）

— 技術家庭科室（木工室等）・・・・・・（技術科主任一）

— 保健室・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭一）

— コンピュータ室・・・・・・・・・・・・（技術科主任一）

— 多目的室・・・・・・・・・・・・・・・・（3年学年主任一）

— 家庭科室・・・・・・・・・・・・・・・・（家庭科担当一）

— 体育施設・・・・・・・・・・・・・・（体育主任一）

避難所設置支援班・・・・・・・・・・・・・・・・（教務一）

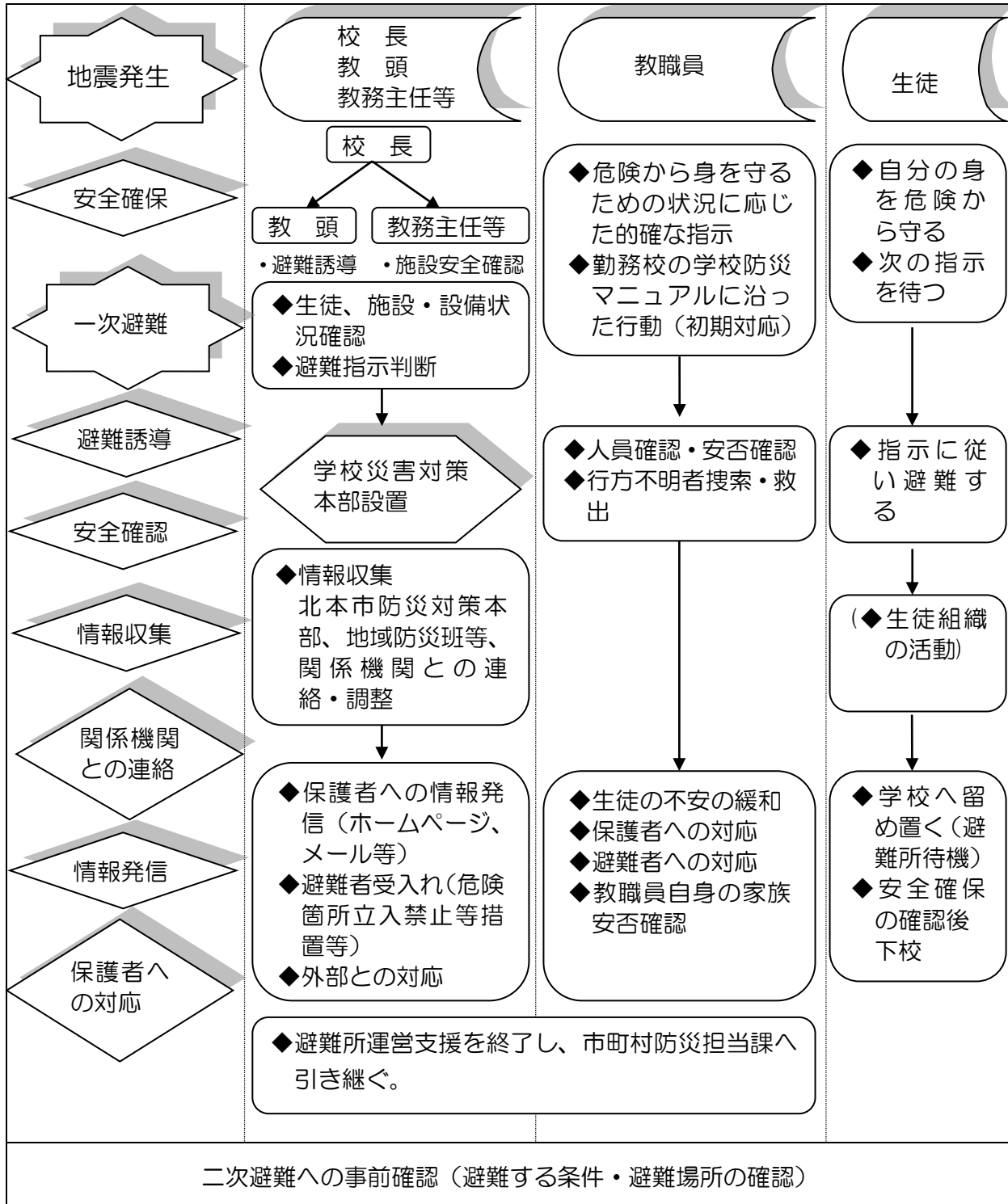
イ 各班の活動内容 [例]

役割分担	主な活動内容	事前の準備
<p>本部長 副本部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の災害状況の把握 ○対策の決定、指示 ○生徒、教職員の安全確保 ○各班との連絡調整 ○非常時持出し書類の搬出 ○北本市防災対策本部、北本市教育委員会との連絡調整（必要物資要求等） ○地域防災拠点としての運営支援 ○災害対策本部用日誌への記録 ○必要物資の要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の実施、日常の確認・点検 ○持出し書類、物品の確認 ○北本市防災対策本部、北本市教育委員会、地域防災担当者との確認 ○災害対策本部用日誌 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○報道対応準備
<p>避難誘導・安否確認班 （授業担当教員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安全確保 ○負傷者の有無の確認 ○一次避難場所への避難誘導・整列指示 ○生徒・教職員の安否確認 ○名簿による確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の避難経路確認、指定 ○避難経路図作成（複数） ○校内避難経路矢印表示 ○確認名簿
<p>安全確認班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○火災があった場合の初期消火 ○校内被害状況点検・整備 ○二次災害危険防止の措置 ○二次避難場所への経路確認・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な安全点検の実施（全職員） ○消火用具の準備・管理 ○二次避難場所対策
<p>救助班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○数チーム編成による活動 ○負傷者の救助 ○行方不明者の捜索 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内略地図 ○軍手、ヘルメット、マスク ○救出用用具
<p>救護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当 ○応急手当の記録 ○医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当用備品確保・管理 ○記録用紙 ○医療的なケアが必要な生徒への対応
<p>応急復旧班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等の構造的被害状況の把握 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入禁止表示 ○授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票
<p>保護者対応班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し場所の確認・指定 ○引渡しカードによる身元確認の後、保護者・代理人への引渡し ○保護者への情報発信（HPによる緊急情報やメール配信） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の引渡しカード作成、回収・確認 ○確認名簿 ○引渡し配置図
<p>特別教室棟確認班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の確認 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入禁止表示 ○授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票
<p>避難所設置支援班 （応急対策業務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○北本市防災対策本部、地域防災拠点委員との連絡・調整 ○避難者の受付 ○立入禁止区域の設定・表示 ○受入れ場所の開放、表示 	<ul style="list-style-type: none"> ○名簿用紙 ○表示関係 ○校内配置図 ○市、地域との事前確認

ウ 班活動の留意点

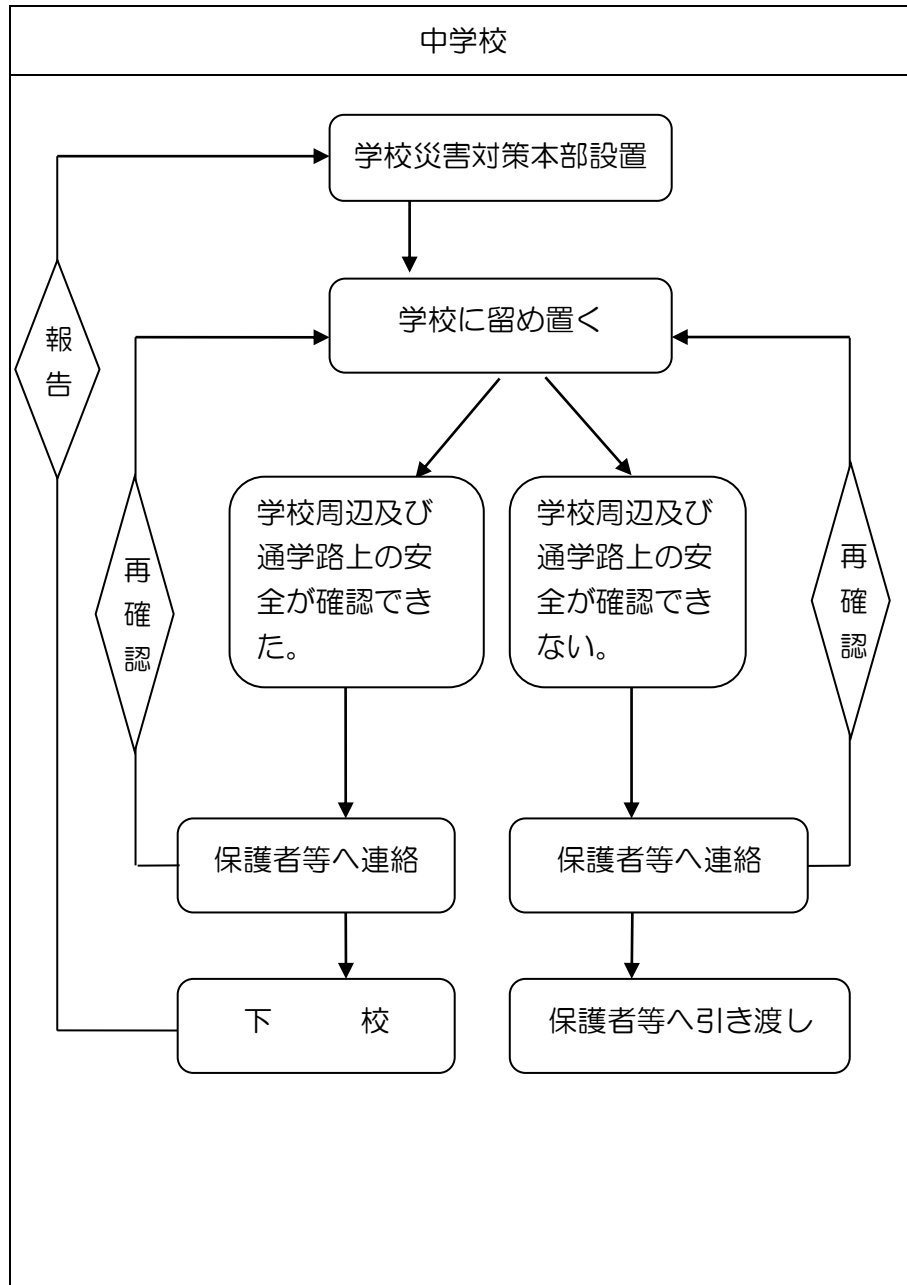
- 班編成、名称等については、各学校の教職員数等を考慮し実態に応じて編成する。
- 平常の準備を通して、各班の核となる担当者（責任者）を定め進めていくが、震災発生時は臨機応変に対応できるように教職員全体の共通理解を図る。
- 震災発生時は、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。

エ 生徒在校時のイメージ図



生徒の下校・引き渡しの基準

震度5弱以上の地震発生

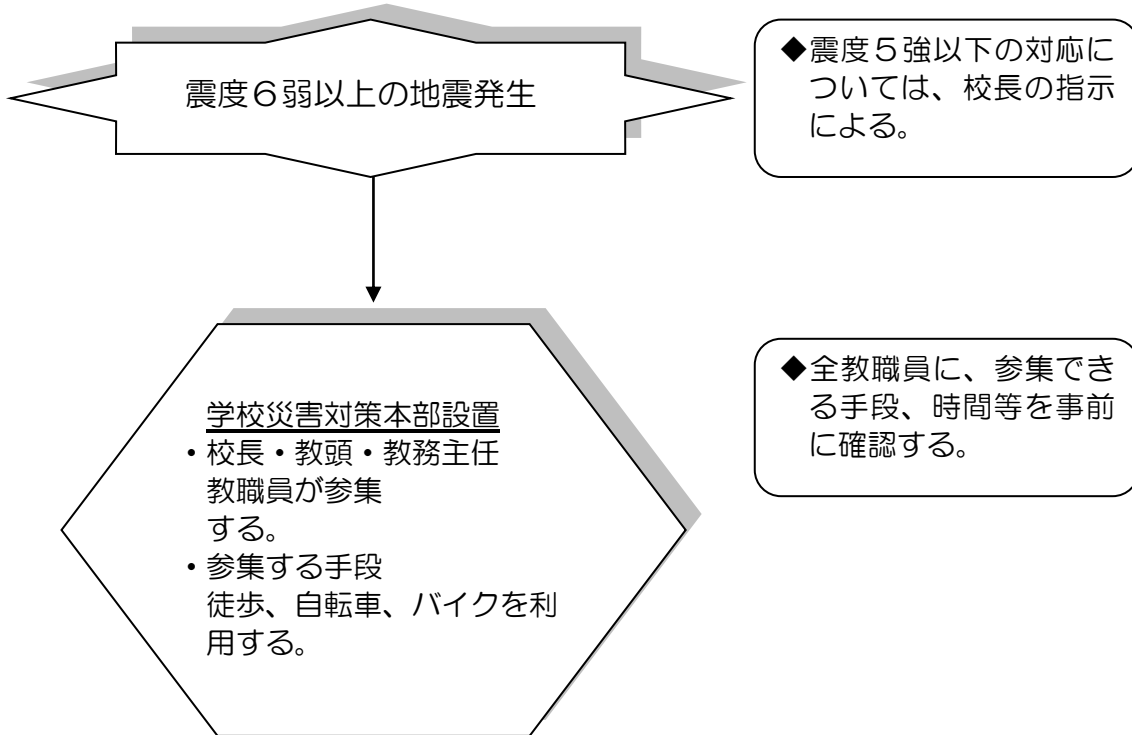


(2) 夜間・休日等（震度6弱以上に対応）

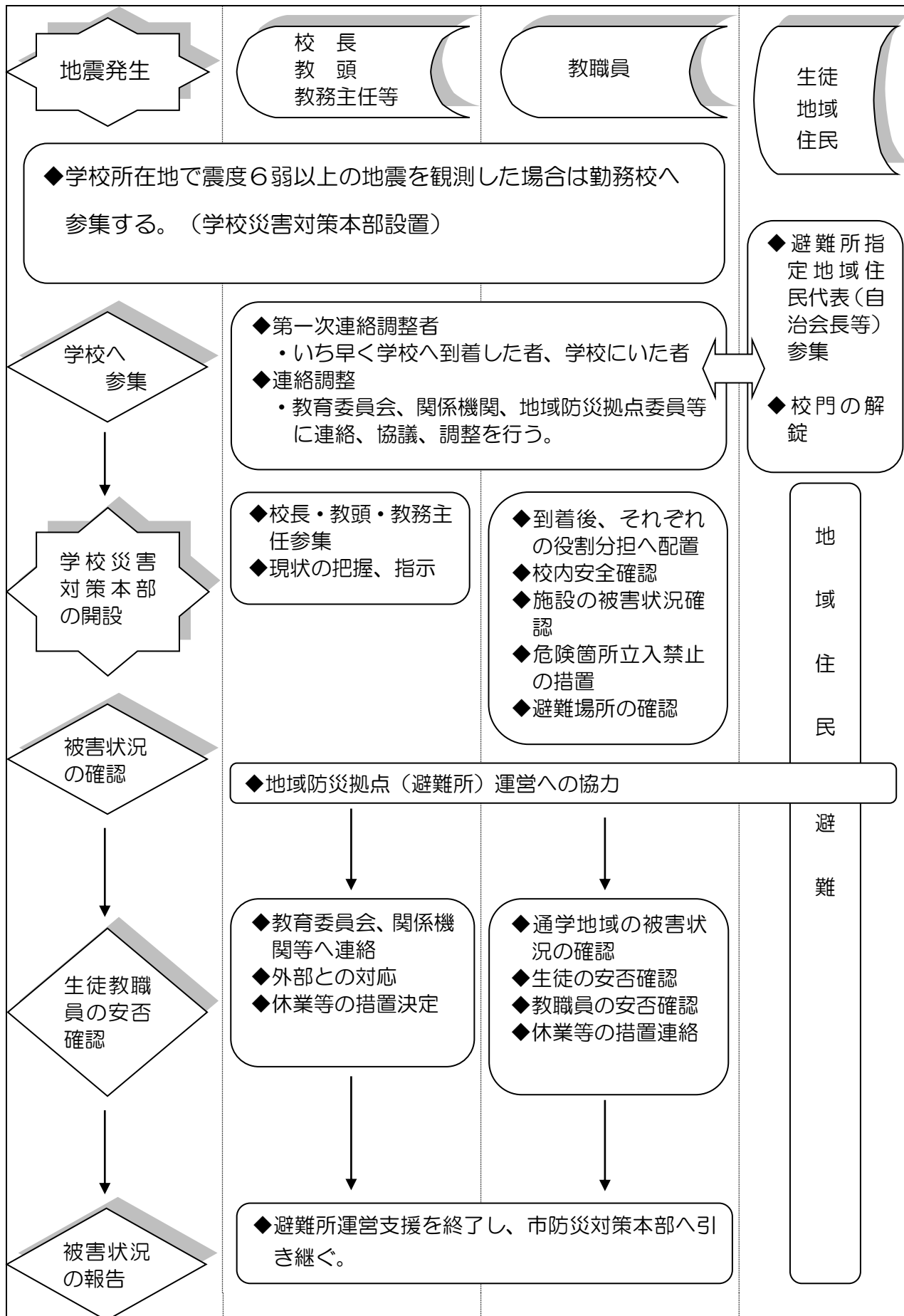
ア 教職員組織（P6を参照）

校長・教頭・主幹教諭が到着するまでは、早く到着した教職員が代行する。
また、どの教職員でも代行できるよう事前に十分な確認を行う。

イ 学校参集の基準



ウ 夜間・休日等の対応のイメージ図

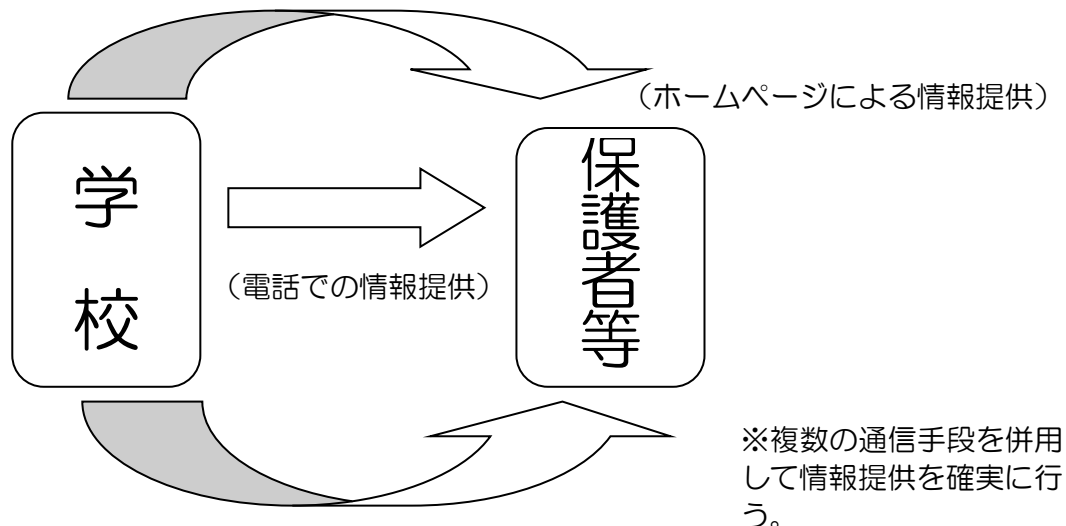


(3) 連絡体制の整備

震災の発生時には、学校から生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行われなければならない。ただし、通信手段の混乱が続いている場合に関しては、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにする。

ア 学校から保護者への情報提供

学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、生徒の安全の確保にもつながる。
複数の手段を組み合わせ、生徒の安否情報などの提供を行うようにする。



① 学校ホームページの充実ならびに一斉メール配信

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。また、学校より発信できる一斉メールで喫緊の状況を配信することに努める。

② 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。(個人的な使用にのみ利用すること。)

○ 災害用伝言ダイヤルについて

・利用できる電話

個人加入電話、公衆電話、ひかり電話及び避難所等に設置されている公衆電話、携帯電話、PHSからの利用に関しては、契約している通信事業者へ確認する。

・提供開始の時期

震災発生時に、被災地の方の安否情報を確認する通話が増加し、被災地への通話がつながりにくくなった場合このサービスが提供される。

○ 通信各社が提供している災害用伝言サービス(参考)

・NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル171」

・NTT 東日本「災害用ブロードバンド伝言板 web171」

・NTT ドコモ「iモード・spモード災害用伝言版」

・au「災害用伝言板サービス」 ・SoftBank「災害用伝言板サービス」

・Y!Mobile「災害用伝言板サービス」など

イ 教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

2 施設設備の管理・点検

(1) 設備の安全確認と管理

ア 安全点検の実施

通常行っている安全点検に防災の観点を盛り込む。

イ 施設設備の状況整理

責任者や主任だけでなく、全教職員が把握できるようにする。

ウ 地域安全マップの作成

生徒による学校周辺や通学路における危険場所を確認するとともに、自ら危険を予測する能力を育成する。教職員も把握する。

(2) 鍵の管理と責任者

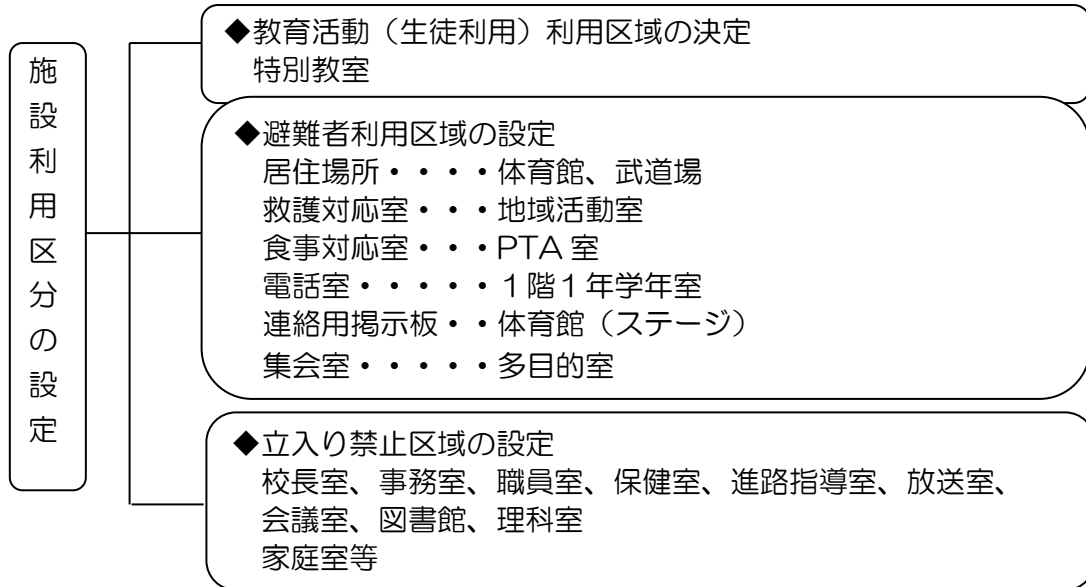
市教育委員会と協議し徹底しておく。

(3) 危険物・化学薬品等の管理点検

表示方法について徹底する。

危険物等の所在について教職員に周知する。

(4) 施設利用区分の確認（避難所指定校）



(5) 重要書類の保管と管理

ア 日常の管理と非常時の持出し等の確認

※ 非常時のための持出し袋を事前準備し、備え付けておく。

※ その他持出品があれば「非常時持出一覧表」作成する。

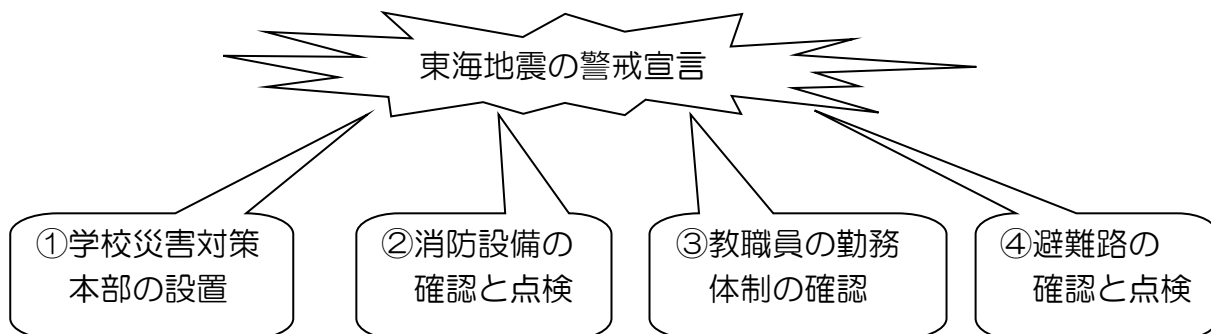
項目	関係書類	保管場所	管理責任者	持出し者
教務関係	・指導要録他、学校教育法で定められている公簿類等	校長室耐火書庫	教 頭	教務主任 学年主任
学事・管理関係	・学籍に関する書類、出席簿 ・生徒名簿 ・生徒調査票 等		教 頭	教務主任 学年主任
保健関係	・健康診断票 ・歯の検査表 ・その他生徒の健康に関する記録 等	職員室	保健主事	養護教諭

(6) 連絡（通信）用機器の管理点検

- ・ 災害時使用電話 （教頭先生の机上）
- ・ 校内放送機器 （職員室）
- ・ 簡易拡声装置 （放送室、職員室入口）

3 地震予知発令時の対応 東海地震の警戒宣言発令に伴う対応

(1) 緊急時校内体制の確認



- ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は、直ちに対策本部を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、教職員に周知する。
- イ 教職員は、生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、生徒等に不安や動揺を与えないように配慮する。
- ウ 地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。防火用水、消火器等について点検する。

(2) 生徒への指導

災害発生時の対応に従って行動するよう指導する。

- ・登校前に警戒宣言が発令された場合：登校しないようにあらかじめ保護者及び生徒等に知らせておく。
- ・在校時に発令された場合には、授業等の対応：全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- ・警戒解除宣言が出されるまで、学校は休業となる
- ・生徒：名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、学校周辺の安全及び公共交通機関等の状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにしましょう

(3) 教職員への指示

災害発生時の対応に従って対応するよう指示する。

災害発生時を想定し、校内の安全確認を行う。

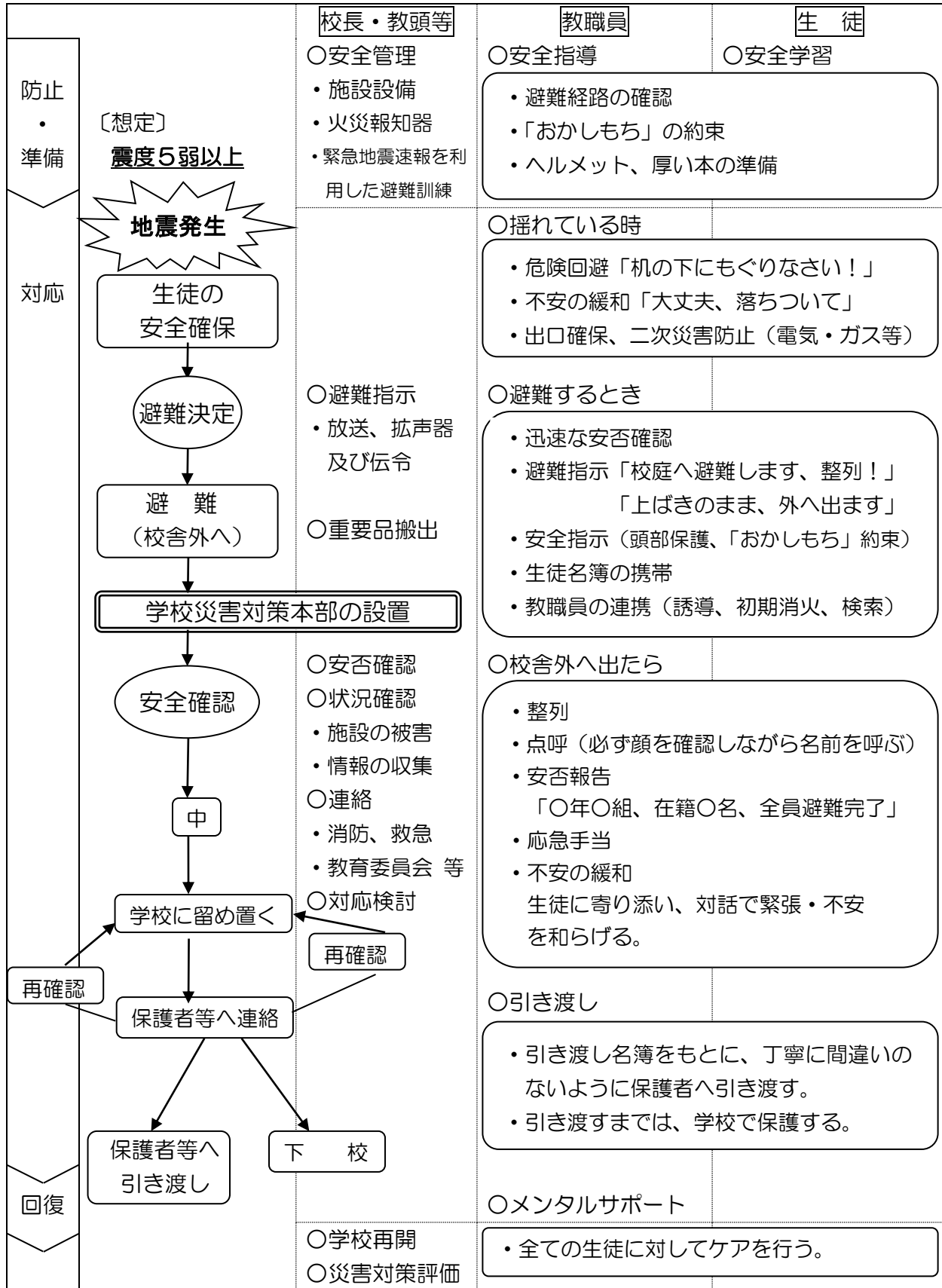
*東京直下型地震の警戒宣言発令された場合も同様になると予想される。

Ⅲ 災害発生時の対応

1 地震発生時の生徒への避難指示

(1) 生徒在校時

教職員は安全を確認しながら、安全な場所に生徒を避難・誘導する。



2 竜巻発生時の生徒への避難指示

(1) 竜巻発生時の気象状況

- 竜巻が発生しやすい時期・時間帯は、台風シーズンである7月～10月の14時～17時である。
- 積乱雲の発生に伴って発生する。積乱雲の接近の兆候は以下のとおりである。
 - 突然空が暗くなる。
 - 雷の音が聞こえたり、光が見えたりする。
 - 冷たい風が吹き出してくる。
 - 大粒の雨や雹（ひょう）が降ってくる。
- 竜巻発生や接近に伴って、以下のような兆候がある。これらの兆候が見られた場合には、速やかに生徒を避難させる。
 - ゴーやキーンといった音がする。
 - 黒い雲の底が、漏斗状に垂れ下がっている。
 - ゴミなどが空中に浮かび上がっている様子が見られる。

(2) 避難場所並びに対処法

- 竜巻の進路に対し「直角」に移動すること。
- 間に合うようであれば、シャッター・雨戸・カーテンを閉める。避難に適した場所は地下室であるが、なければできるだけ窓のない頑丈な部屋に避難する。
- 頭部を守るために、かぶれるものを用意しておくことよい。学校内であれば、カバンなどをかぶってもよい。
- 自動車やプレハブ、物置などには絶対に逃げ込まない。（ガラスが飛び散ることや、逃げ込んだものも飛ばされてしまう危険があるため）在校時であれば、体育館や校庭に避難することは避け、教室の中央で机の脚をもって小さくなっていることが重要である。

(3) 生徒在校時

教職員は安全を確認しながら、安全な場所に生徒を避難・誘導する。

	校長・教頭等	教職員	生徒	
防止・準備	<ul style="list-style-type: none"> ○安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備 ・火災報知器 ・緊急地震速報を利用した避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全指導 <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確認 ・「おかしもち」の約束 ・ヘルメット、厚い本の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全学習 	
対応	<p>〔想定〕 FE1以上</p> <p>竜巻発生</p> <p>生徒の安全確保</p> <p>避難決定</p> <p>避難 (校舎内へ)</p> <p>学校災害対策本部の設置</p> <p>安全確認</p> <p>中</p> <p>学校に留め置く</p> <p>保護者等へ連絡</p> <p>保護者等へ引き渡し</p> <p>下校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示 <ul style="list-style-type: none"> ・放送、拡声器及び伝令 ○重要品搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ○竜巻直撃中 <ul style="list-style-type: none"> ・危険回避「机の下にもぐりなさい!」 ・「教室の中央に集まって」 ・不安の緩和「大丈夫、落ちついて」 ○避難するとき <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な安否確認 ・避難指示「校庭へ避難します、整列!」 ・「教室で待機します。」 ・安全指示 (頭部保護、「おかしもち」約束) ・生徒名簿の携帯 ・教職員の連携 (誘導、検索) ○校舎外へ出たら <ul style="list-style-type: none"> ・整列 ・点呼 (必ず顔を確認しながら名前を呼ぶ) ・安否報告 ・「〇年〇組、在籍〇名、全員避難完了」 ・応急手当 ・瓦礫による二次災害を防止する ・不安の緩和 ・生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。 ○引き渡し <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し名簿をもとに、丁寧に間違いのないように保護者へ引き渡す。 ・引き渡すまでは、学校で保護する。 ○メンタルサポート <ul style="list-style-type: none"> ・全ての生徒に対してケアを行う。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示 		
		<ul style="list-style-type: none"> ○重要品搬出 		
		<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認 ○状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害 ・情報の収集 ○連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・消防、救急 ・教育委員会等 ○対応検討 		
回復	<ul style="list-style-type: none"> ○学校再開 ○災害対策評価 			

Q&A

Q	A
<p>地震・竜巻に対する児童生徒への日常的な指導にはどのようなものがありますか。</p>	<p>○避難経路の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難経路」を教室に掲示する。 ・定期的に、避難経路を通り非常口まで歩く。 <p>○「おかしもち」の約束</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>おさない … 転倒を防止する。 かけない … 校舎内は走らない。 しゃべらない … 教職員の指示をしっかりと聞く もどらない … 自分の生命を守ることを最優先に考える。 ちかづかない … 危険に近付かないように逃げる。</p> </div> <p>○休み時間等、教職員不在時や教室以外の避難行動を知る。 ○竜巻時の避難場所を確認する。</p>
<p>実際に揺れている時や近くに竜巻が発生した時、生徒への具体的な指示にはどのようなものがありますか。</p>	<p>○危険回避の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭部の保護 「机の下にもぐりなさい」「机の脚をしっかりと持ちなさい」 （脚が4本の場合、対角線の脚を持つと倒れにくい。） 「頭を守り、手首は内側にしなさい」 ・危険性のあるものから離れる 「教室の中央に移動しなさい」 「窓ガラスから離れなさい」 <p>○不安の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫だよ、落ちついて」「先生は、ここにいます」
<p>避難時の生徒への具体的な指示にはどのようなものがありますか。</p>	<p>○危険回避の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭部の保護 「座布団やカバンで頭を守りなさい」 ・火災発生時 「ハンカチやタオルで鼻と口をおおいなさい」 （何も無い場合、服の袖などでおおう。）
<p>教職員が対応するに当たっての留意点にはどのような事項がありますか。</p>	<p>○地震・竜巻に対する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット、ホイッスル、生徒名簿 ・近隣教室との役割分担（誘導、初期消火、児童生徒安否確認） <p>○地震・竜巻発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全を最優先に ・二次災害の防止（電気・ガス等） ・出口の確保（扉を開放、校舎のゆがみで開かなくなる） <p>○教職員各自の状況判断と決断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電等により放送による指示がない場合、教職員各自の判断で迅速に避難誘導を行う必要がある。

Ⅳ 弾道ミサイル飛来に伴う学校の対応について

1 事前の指導について

(1) 児童生徒に対し、弾道ミサイル飛来に伴う行動について指導する。

① 弾道ミサイルの特徴

- ・弾道ミサイルは発射から極めて短時間で着弾すること
- ・ミサイル着弾時には爆風や破片などによる被害が想定されること。

② 弾道ミサイル飛来等に関する緊急情報の発信について

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線や緊急速報メール等があること。

③ 発生時の行動方法について

- ・状況を判断し、自ら身の安全を確保できるように落ち着いて行動すること。

(2) 学校施設内の避難に適する場所を確認しておく。

- 教室の廊下側の壁、トイレ前の廊下、1F配膳室等

2 発生時の対応について

ミサイル発射情報の後、避難メッセージが流れたら

(1) 在校時

○屋外にいる場合

- ・速やかに教室等の屋内に避難する。
- ・屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

○屋内にいる場合

- ・学校施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。
- ・窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。

(2) 登下校時

○屋外にいる場合

- ・近くの頑丈な建物や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

○自動車等の車内にいる場合

- ・ガソリンに引火するおそれがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・周囲に避難できる頑丈な建物がない場合は、車から離れて地面に伏せ頭部を守る。
- ・車外に出ると危険な場合やすぐに車外に出られない場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る。
- ・公共交通機関利用時は、運転手や係員の指示に従う。

(3) 休日・夜間等

○屋外にいる場合

- ・近くの頑丈な建物や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

○屋内にいる場合

- ・窓のない部屋に移動する。
- ・窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。

(4) 常時注意すること

○屋外にいる場合

- ・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

○屋内にいる場合

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

3 事後の指導について

- 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。
- 児童生徒等の安否を確認し、必要に応じて保護者へ安否情報の伝達等を行う。
- 必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行う。
- 教育委員会に対し状況報告を行う。

V 竜巻に伴う学校の対応について

(1) 事前の指導について

○児童生徒及び教職員に、竜巻発生のメカニズム、竜巻発生に伴う避難行動について、指導する。

①竜巻発生のメカニズム（兆しについて）

- ・屋外では、気象情報をこまめに確認しつつ、周囲の変化に注意を払い、竜巻発生の兆しを見逃さないようにする。

○竜巻発生の兆し

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい雨が降り出す。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。

- ・竜巻はすぐに直撃せず、発生から直撃までに時間がかかることが多い。竜巻が近づく兆しを見逃さないようにする。

○竜巻が近づく兆し

- ・雲の底から、地上に伸びる「ろうと状」の雲が見られる。
- ・飛散物が筒状に舞い上がる。
- ・ゴーというジェット機のような音がする。
- ・気圧の変化で、耳に異常を感じる。

②竜巻発生に伴う、避難行動について

竜巻発生の情報が入ったら

- ・在校時

【生徒の動き】

- 外にいる生徒は、校舎内・教室へ移動する。
- 窓・カーテンを閉める。
- 教室内で簡易シェルター作る。
- 通学カバンで背部、サブバック等で頭部を守りシェルター内に入る。

【教職員の動き】

- 児童生徒の避難の確認。
- 教職員自身も身を守る行動をとる。
- 竜巻が過ぎ去ったら、児童生徒の被害確認をして、学年主任⇒管理職へ報告。

- ・登下校時

【生徒の動き】

- 登下校前に竜巻注意報が発令されたら、自宅又は学校で待機する。
- 登下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所に避難する。
- 近くの人に助けを求める。
- 自らの身を守る場所で、安全を確保する。
- 登下校中の場合、学校か自宅か安全に戻れる場所に行く。
- 状況によっては、避難場所で待機し、自宅に戻った場合は学校へ連絡する。

【教職員の動き】

- 登下校状況の確認、在校児童生徒の安全確保
 - 在校指導生徒の確認安否、被害状況確認
 - 在校していない児童生徒の安否確認
- ・在宅時

【生徒の動き】

- 室内の安全な場所に避難し、窓・カーテンを閉める。
- できるだけ下の階に避難する。
- 頭や首を守る。
- 保護者や学校へ連絡する。

【教職員の動き】

- 自らの身を守る行動をとる。
- 児童生徒の安否確認・被害状況の確認

(2) 常時注意すること

- ・気象情報を常に確認しておくこと。(気象庁は5時、11時、17時に天気予報を発表)
- ・屋外での学校行事が予定されている場合は、事前に天気予報を確認し、「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」などの表現が使われている場合は実施について検討し、場合によっては中止または、屋内での活動に変更する。
- ・宿泊学習等の時は、事前に、現地の防災計画や避難所、宿泊場所の構造を確認すること。

(3) シェルターイメージ図



【出典】：さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【落雷・竜巻】
学校における防災教育【竜巻】

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/todoufukken/data/50saitama-shi/50-05.pdf>

